

「奄美・沖縄」観光交流連携事業
WEBサイトを活用した
レスポンシブルツーリズム推進プロモーション
企画公募型コンペティション 応募要綱

令和5年6月
鹿児島県・沖縄県

1. 事業背景及び目的

鹿児島県及び沖縄県にまたがる「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（以下、「奄美・沖縄」という。）の4エリアは、貴重な生物多様性が評価され2021年7月、世界自然遺産に登録された。

自然の景観、地形や生息する稀少な動植物、独自の生態系を次世代へ受け継ぐため、観光分野においても地域との連携、自然保護への配慮が求められている。

本事業では、日頃から「奄美・沖縄」に関心を持つ層及び、世界自然遺産や自然へ興味関心がある層に対し、「奄美・沖縄」WEBサイトを活用し各エリアの魅力を発信することで、来訪意欲を高めるとともにレスポンスブルツーリズムの推進へつなげる。

なお、本業務は、鹿児島県が観光かごしま大キャンペーン推進協議会（事務局：公益社団法人鹿児島県観光連盟）（以下、「大キャン」という。）に、沖縄県が一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）にそれぞれ委託して共同で取り組む『「奄美・沖縄」観光交流連携事業』により実施する。

2. 委託業務の概要

(1) 事業名：「奄美・沖縄」観光交流連携事業

WEBサイトを活用したレスポンスブルツーリズム推進プロモーション

(2) 契約期間：契約締結日の日から令和6年2月9日（金）まで

(3) 業務概要：別添「「奄美・沖縄」観光交流連携事業

WEBサイトを活用したレスポンスブルツーリズム推進プロモーション
企画公募型コンペティション仕様書」を参照。

(4) 委託費：9,300,000円（消費税及び地方消費税含む）とする。

3. 応募資格

(1) 企画提案の応募資格は、次の要件を満たす企業又は団体とする。

ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の次のいずれかの規定に該当しないこと。

（ア）破産者で復権を得ない者。

（イ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」とする）及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

イ. 暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

ウ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終了している又はその執行を受けることがなくなった者。

エ.鹿児島県または沖縄県内に本社、支社又は営業所を有すること。

オ.本業務を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、業務を円滑に履行できる体制が整備されていること。

カ.鹿児島県・沖縄県における観光関連の制度や施策を十分に理解し、本事業を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有していること。

キ.複数の企業等でコンソーシアムを構成し応募する場合は、幹事企業を選定し、かつ当該幹事企業が上記応募資格「エ」の条件を満たしていること。

ク.鹿児島県及び沖縄県より指名停止措置を受けていないこと。

(2)応募にあたっては、以下に留意すること。

ア.1社又は1コンソーシアムにつき1提案の応募とすること。

イ.1つの企業が複数のコンソーシアムを通じて2つ以上の提案を行うことは出来ない。

4. 手続き及びスケジュール

(1) 応募に係る資料の配布及び場所

配布期間：令和5年6月6日（火）から令和5年6月19日（月） 12:00（正午）まで

配布場所：公式 Web サイトに資料掲載

<鹿児島県>公益社団法人鹿児島県観光連盟

<https://www.kagoshima-kankou.com/news/>（最新情報）

<沖縄県>一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

<https://www.ocvb.or.jp/>（公募・支援情報）

(2) 応募説明会

申込期限：令和5年6月8日（木） 12:00（正午）まで

申込方法：所定の様式(様式1)に必要事項を記入の上、E-mailにて提出

申込先：(様式1)参照

説明会日時：令和5年6月9日（金） 14:00～15:00

場 所：オンライン（Teams 会議）※申込者へ URL 送付致します。

(3) 応募に係る質問受付及び回答

受付期限：令和5年6月12日（月） 12:00（正午）まで

質問は所定の様式(様式2)に記載の上 E-mail での受付とし、電話等その他の方法で受け付けない。

回答方法：OCVB 公式ホームページにて掲示

(4) 企画提案参加申込

申込期間：令和5年6月19日（月）12:00（正午）必着

申込方法：所定の様式(様式3)に必要事項を記入の上、原本を郵送又は持参

申 込 先：(様式 3) 参照

※申し込み後に辞退する場合は、参加辞退書（様式 5）を提出すること。

(5) 応募書類の提出方法及び提出期限

提出期限：令和 5 年 7 月 4 日（火） 正午 12:00 必着

※郵送の場合も 7 月 4 日（火）正午 12:00 必着

提出方法：「7. 応募書類等」に定める書類を郵送又は持参

提 出 先：「9.連絡先」参照

(6) 疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日大キャン及び OCVB より疑義照会を行うことがある。

(7) 応募書類の審査及び結果の通知

「6. 審査」にて定めるとおり。

(8) 契約の締結

契約予定事業者選定後は、大キャンと OCVB が作成した仕様書及び当該事業者が提出した企画提案書と予算見積書の内容に基づき、双方協議の上で「委託仕様書」と委託額を決定し、契約を締結する。ただし、大キャンと OCVB と契約予定者が委託契約に必要な協議で合意に至らなかった場合は、次順位以降の事業者を繰り上げて協議の上、契約を行うものとする。

5. 再委託

(1) 一括再委託の禁止

本事業を実施するにあたっては、大キャンと OCVB の承認なくして、委託業務の全部または一部を第三者に委託（以下「再委託」という）してはならない。また、「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委託してはならない。

(2) 再委託の相手方の制限について

上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下の通りとする。

①契約金額の 50%を超える業務

②企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根本的な業務

③再委託者の資格については、本要綱「3. 応募資格」の規定を準用するものとする。ただし、(1) エは除くものとする。

6. 審査

(1) 応募書類の審査

ア.提出された企画提案書に対し審査会を行い、1次審査・最終審査を経て契約予定事業者

を選定する。原則として、1次審査は書面審査にて行い、上位3者程度を選出し、最終審査へ進むものとする。ただし、応募件数によっては、最終審査のみを行い、契約予定者を選定する場合もある。

イ.最終審査は状況に応じ、オンライン（Teams 会議を想定）のプレゼンテーションによる審査を行う。最終審査会の結果については、1次審査通過者に対して通知を行うこととし、公開しない。なお、1次審査・最終審査の内容についての問合せには対応しない。

下記日程については予定とし、調整の過程で変更になる可能性がある。

【最終審査会】令和5年7月12日（水）

(2) 提案に当たっての留意事項

仕様書に記載されている諸条件を十分に理解した内容とすること。

(3) 審査結果の通知

最終審査結果は、令和5年7月20日（木）までの通知を予定とする。

但し、最終審査及び手続き等の状況により、通知日が前後することがある。

7. 応募書類等

応募に際し提出する書類は以下のとおりとし、(1)～(4)については、会社名が記載されクリップ止めしたものを各11部(うち原本1部)提出すること。

(1) 企画提案提出書（様式4）

ア.会社組織図が分かる資料を添付すること。

イ.会社概要資料（パンフレット）等の添付は1部のみでよい。

ウ.類似案件の実績表は、過去5年以内に行われた主な類似案件実績を示すこと。

エ.コンソーシアム等、複数の企業により構成される場合の留意事項

(ア)申込者を幹事企業とし、構成されるすべての企業を「1.【共同企業体構成企業】」に記載すること。

(イ)「3.会社の概要」、「4.過去の類似案件実績」、「5.今年度実施案件」は、構成企業全ての分を提出すること。

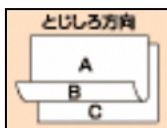
(2) 企画提案書・提案概要書

・仕様書に基づき「企画提案書」及び、企画提案書の内容をA4版1枚にまとめた「提案概要書」を提出すること。

・提案書には、要求された仕様の実現方法及び独自の提案内容をわかりやすく提示すること。

・それぞれサイズはA4横置き・長辺綴じ・両面印刷の場合は縦開きとし、明瞭簡潔に示すこと。（下図参照）

※綴じ方例



- ・提案書は両面印刷で15枚、30ページ以内に納めること。
(表紙、目次、見積りを含まない)
- ・提出する全ての書類は2穴パンチをあけ、カバーはつけないこと。
- ・企画提案書、提案概要書及び見積りはPDFデータで、所定のメールアドレスへ提出期限までに提出すること。

(3) 予算見積書

- ・積算の費用は、次の内容で作成すること。

ア.直接人件費

イ.直接経費(謝金、旅費、消耗品、印刷製本費、通信運搬費等)

- ・広告に係る経費の積算時には、「広告費」とその他経費(製作費やデザイン費等)を分けて記載すること。

ウ.一般管理費((直接人件費+直接経費-再委託費)×10/100以内とする。)

- ・ただし、「直接経費」に含まれる「広告費」は除いたうえで算出すること。
- ・小数点以下は切り捨てとする。
- ・一般管理費は、委託業務を行うために必要な経費の内、当該業務に要した経費として特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費で、具体的には、役職員の手当て、管理部門等の管理経費、事務所の家賃、光熱水費、回線使用料、汎用文具、キャンペーン実施時のインセンティブ費等に要する経費で、一定の負担が生じている経費として計上するものである。

エ.消費税(1円未満の端数は切り捨てとする)

- ・再委託費等は、当該事業に直接必要な経費の内、応募事業者(共同事業者構成員を含む)が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費内、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費は一般管理費の算出にあたって控除しないものとする。
- ・各経費は単価、月数、回数、個数等見積条件が分かるように明記すること。
- ・事業終了時には証拠等を検査し、実際に支出した額について契約額の範囲内で支払うこととする(一般管理費を除く)。
- ・精算時における一般管理費は、契約締結時(変更契約があった場合は変更契約時)の一般管理費率により決定する。ただし、事業終了時に受託者の都合により契約

締結時の率を下回る場合には、この限りではない。

- ・企画費、人件費など、自社内の経費として、外注先との領収書等が発生しないものについては、精算の際、原則として見積時の積算を超えることは出来ないものとする。

- ・受託事業者の自社媒体等（100%同一の資本に属するグループ企業、連携事業者の関係会社（※1）を含む）の利用に係る経費においては、利益相当分を控除した金額を計上するものとする。

（※1）利益等控除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

- ・当該業務委託については、受託事業者、大キャン及びOCVBとの3者契約を予定しており、大キャン及びOCVBの予算の都合上、同一の予算項目を分割する場合がある。

（4）適格性確認書（様式6）

- ・コンソーシアム等、複数の企業により構成される場合は、構成企業全ての分を提出すること。

8. その他留意事項

- （1）応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- （2）応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。
- （3）応募書類に不備・不足がある場合、審査時の減点対象となる。
- （4）応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- （5）提出された応募書類は、返却しない。

9. 連絡先

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

国内事業部 国内プロモーション課 担当：賀数、幸地

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2階

TEL：098-859-6125

E-mail：kokunai_rosen@ocvb.or.jp

以上